

二瀬地域包括支援センターコスモス苑 運営規程 (指定介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメント)

(趣旨)

第1条 この規程は、医療法人社団親和会が開設する二瀬地域包括支援センターコスモス苑（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメントの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員、管理運営等に関する事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 事業は、センターの保健師等指定介護予防支援等に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者及び介護予防・日常生活支援総合事業の対象者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 事業の実施に当たっては、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況や、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 サービスの提供にあたっては、公正性及び中立性を重視して実施する。

4 指定介護予防支援等の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は利用者の家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

5 事業の運営に当たっては飯塚市、他の地域包括支援センター、介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護予防・日常生活支援総合事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

6 指定介護予防支援等の提供にあたっては、法第18条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 二瀬地域包括支援センターコスモス苑
- (2) 所在地 福岡県飯塚市伊川1262番地1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 センターに勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1 名（常勤）

管理者は、センターの担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援（介護予防マネジメントを含む。以下同じ）の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握、指揮命令等を一元的に行う。

(2) 担当職員（1 名以上） 下記のいずれかの資格を有する者とする。

ア 保健師又はこれに準ずる看護師等

イ 社会福祉士又はこれに準ずる者

ウ 主任介護支援専門員又はこれに準ずる者

エ 介護支援専門員

担当職員は、指定介護予防支援の提供に当たる。

(3) 事務職員（1 名以上）

介護老人保健施設コスモス苑の事務職員が兼務し、必要な事務を行う。

- 2 管理者及び担当職員は、当該介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

（営業日及び営業時間）

第 6 条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、及び 12 月 31 日及び翌年の 1 月 1 日から 3 日を除く。

(2) 営業時間 8 時 30 分から 17 時 00 分までとする。

ただし、土曜日は 8 時 30 分から 12 時 15 分までとする。

（指定介護予防支援等の提供方法、内容）

第 7 条 センターは、指定介護予防支援等の提供の開始に際し、あらかじめ選定した担当職員により、利用申込者又はその家族に対して、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「基準」という。）第 4 条に規定する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

- 2 センターは、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始に際し、あらかじめ選定した担当職員により介護予防サービス計画（介護予防マネジメントを含む。以下「計画」という。）が基準第 1 条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、その理解を得るものとする。

- 3 前 2 項に定めるもののほか、基準第 29 条、第 30 条及び第 31 条の規定を遵守し、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供するものとする。

- 4 指定介護予防の内容は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 計画を作成する。

- (2) 計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、指定介護予防サービス事業者、介護予防・日常生活支援総合事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

(利用料その他の費用の額)

第 8 条 指定介護予防支援等を提供した際に利用者から支払を受ける利用料(介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。)は厚生労働大臣が定める基準(法第 58 条第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める基準をいう。)により算定した費用の額(その額が現に当該指定介護予防支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防支援に要した費用の額によるものとする。)によるものとし、第 58 条 4 項の規定により介護予防サービス計画費が利用者に代わり当該指定介護予防支援事業者を支払われる場合においても、同様とする。

2 要支援認定の申請に係る援助に伴って必要となる書類の写しの作成又は送付に要する費用については、利用者に対して、当該費用の相当額の負担を求めることがある。

3 前項の費用の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 通常の事業の実施地域は、飯塚市の二瀬行政区域内の地域とする。

(秘密保持)

第 10 条 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密は保持する。

2 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるために、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報、家族の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(苦情処理)

第 11 条 センターは、自ら提供した指定介護予防支援等又は自らが計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及び、その家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、当該苦情を処理するための担当職員を配置し、事業所が別に定める「利用者等からの苦情を処理するために講ずる措置に関する要領」に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 センターは、利用者に対する指定介護予防支援等の提供により事故が発生した場合には、速やかに飯塚市、利用者の家族等に連絡を行い、また、当該事故の状況に際して採った処理について記録するとともに、適切に必要な措置を講ずるものとする。

3 センターは、指定介護予防支援の提供に当たっては、個人情報に関する法令等を遵守するとともに、適切に必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第 12 条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、指定介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 利用者に対するサービスの提供により発生した事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。

(記録の整備)

第 13 条 従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備する。

2 利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備する。

- ア 介護予防計画書（介護予防マネジメントのものを含む。）
- イ アセスメントの結果の記録
- ウ サービス担当学会議等の記録
- エ 評価の結果の記録
- オ モニタリングの結果の記録

以上の記録についてはサービスの提供に係る保険給付支払の日から 5 年間保存する。

カ 市町村への通知に係る記録

キ 苦情の内容等の記録

ク 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

以上の記録については、その記録の完結の日から 2 年間保管する。

(その他運営に関する重要事項)

第 14 条 利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講じる。

2 担当職員の資質の向上を図るための研修の機会を設けるとともに、業務体制を整備する。

第 15 条 指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう、委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

第 16 条 利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付する。

第 17 条 利用者及びその家族等からの職員に対するハラスメント行為については、その発生理由や具体的な状況、利用者に与える不利益、サービス提供継続の可能性等について契約解除も含めた検討の上、利用者・家族との十分な話し合いを行い決定するものとする。

(補則)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、医療法人社団親和会、及びセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。(一部改定)

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。(一部改定)

この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。(一部改定)